

令和7年度徳島県介護に関する入門的研修事業 企画提案募集要綱

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

1 委託事業名

令和7年度徳島県介護に関する入門的研修事業

2 委託業務の目的

本事業では、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

3 実施方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 予算額

金5,800,000円（消費税込）

※上記金額は予算額の上限であって契約額ではないため留意すること。

※ただし、県の令和7年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

※業務実施に必要な広告費・調査費・通信費・交通費等の諸経費も含む。

※当費用は業務委託期間中の受託者の希望により、総予算の7割以内の着手金支払を可能とし、残金は事業実施後の支払とする。

6 入札資格

応募手続に参加し企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 徳島県内に本社を有する者、若しくは徳島県内での事業実施が可能な者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75

号)に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者でないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(6) 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。

7 委託業務の内容

委託業務の内容は、「令和7年度徳島県介護に関する入門的研修事業業務仕様書」(以下「仕様書」という。)の「6 委託業務の内容」のとおり。

8 企画提案の参加・応募方法

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

① 参加表明書(様式第1号) 1部

② 組織概要書(様式第2号) 1部

イ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによること。なお、電子メール送付後は、到着確認のため「9(9)」に記載する事務局まで電話連絡すること。

ウ 提出先

「9(9)」に同じ

エ 提出期限

令和7年2月21日(金)午後5時(必着)

(2) 企画提案書の提出(各8部提出)

提出書類

ア 企画提案書(15ページ以内)

仕様書「6 委託業務の内容」の(1)から(5)と「7 研修実施の詳細」の(1)から(5)に係る具体的な実施方法を15ページ以内の企画提案書にまとめて提示すること。

イ 見積書

積算内訳を記入すること。

ウ 提出期限

令和7年3月3日(月)午後5時まで(必着)

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、メール送付後は、到着確認のため「9(9)」に記載する事務局まで電話連絡すること。

オ 提出先及び問い合わせ先

「9(9)」に同じ

9 スケジュール

- (1) プロポーザル募集要綱の告示

令和7年2月6日(木)

- (2) 入札参加意思申請期限

令和7年2月21日(金) 午後5時(必着)

- (3) 実施内容等に関する質問受付期限

令和7年2月28日(金) 午後5時(必着)

- (4) 企画書類提出期限

令和7年3月3日(月) 午後5時(持参、郵送又は電子メールで必着。) までに8部。

- (5) 企画提案内容の説明

令和7年3月中旬

プレゼンテーションもしくは書面審査とする。

※ 採点項目

ア 研修業務遂行の確実性

- ① 業務内容の理解
- ② 業務スケジュール
- ③ 研修実施内容
- ④ 研修実施会場・施設
- ⑤ 研修の受付
- ⑥ 介護に関する研修の実施実績

イ 質の高い研修の実施見込み

- ① 講師確保の確実性
- ② 研修に必要な教材・設備・備品の整備状況

ウ その他

- ① 参加者募集の方法
- ② 予算の妥当性

- (6) 委託業者決定

令和7年3月中旬

9(5)でのプレゼンテーションもしくは書面審査をもとに、選定委員会により選定した事業者に対して、文書により通知するとともに、結果を県ホームページにて公表する。

- (7) 各種質問について

質問書(様式第3号)に記載し、令和7年2月28日(金)までに提出すること。入札参加申し込みをした事業者より質問があった場合には、公平性を保つために徳島県から回答内容を電子メールにより各事業者へBcc送信にて連絡することとする。

- (8) 参加辞退について

参加表明書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を持参、郵送又はメールにより、(9)に示す事務局まで提出すること。なお、参加表明書提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

(9) 応募・照会・応募文書送付先

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2247 FAX 088-621-2840
E-mail choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp

10 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 見積金額が予定価格以上の額であった場合
- ・ 募集要綱に違反すると認められる場合
- ・ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- ・ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ・ 応募は1参加者につき1件とする。
- ・ 提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ・ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 書類の作成はA4縦版(片面印刷)横書きとし、11ポイント以上で作成すること。
なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ・ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- ・ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

11 成果品

参加者募集パンフレット、チラシ、ポスター、募集広報誌や宣伝用動画など、受講者募集に際して作成したものについて、徳島県長寿いきがい課へ成果品及びデータを提出すること。

(1) 提出冊数・・・各10部以上

(2) 提出内容

次に掲げるものについて、電子媒体で納入すること。

- ① 制作物データ(印刷用)
- ② 制作物データ(Web掲載用サイズPDF)
- ③ 制作物作成時に撮影した写真データ

- ④ その他、本業務で生じた資料のうち、徳島県長寿いきがい課が指示する資料一式

12 費用負担

企画提案書等の作成等、応募に係る一切の費用は応募者負担とする。

13 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者として、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。